



## 事業名

「就学援助」と「就学奨励費」の対象を拡大し、  
私立小・中学校の児童・生徒の保護者も支援します！

ここが  
ポイント

◆「就学援助」及び「就学奨励費」の対象を私立小・中学校の児童・生徒の保護者に拡大します。  
◆令和5年4月からの拡大に先駆けて、新入学学用品費を令和4年度に支給します。

## 事業費

662万8千円  
(第4回定例会 補正予算額)

## 概 要

## 港区の就学を取り巻く現状

- ▶ 各家庭では、児童・生徒の特性や教育理念など、様々な理由から最も適した進学先を選択しており、**私立小・中学校に就学する港区在住の児童・生徒の割合は上昇傾向**
- ▶ 新型コロナの影響も含む**家計急変による就学への影響**

令和4年4月の港区在住の新1年生で、私立学校に就学した児童・生徒の割合

小学校 約14%  
中学校 約48%

港区在住の児童・生徒が、家庭の状況などに影響されず、児童・生徒の特性などに応じた教育を安心して受けることができるよう、現在、国公立の小・中学校に就学する児童・生徒の保護者に対して支給している**「就学援助」と「就学奨励費」の対象を拡大し、私立の小・中学校の児童・生徒の保護者も支援**します。

■**開始時期** 令和5年4月 ※新入学学用品費については、令和5年4月新入学予定の児童・生徒の保護者に対して令和4年度中に支給を開始します。

## 就学援助

経済的な理由により就学が困難な児童・生徒の家庭を支援

- 【対象要件】 (1)～(3)のいずれかに該当する方
- (1)生活保護を受けている方
  - (2)児童扶養手当を受けている方
  - (3)前年1月～12月の所得額が**基準所得額(※)**に該当する方

(※)基準所得額は生活保護基準をもとに算出しており、家族構成等により異なります。

## 就学奨励費

特別支援学級に就学する児童・生徒の家庭を支援

- 【対象要件】 所得によらず対象 (世帯の収入額等により支給区分が異なります。また、支給区分により支給対象外の費目があります。)

《支給費目》 青は就学援助のみ、茶は就学奨励費のみ、黒は共通

新入学学用品費、学用品・通学用具費、**体育実技用具費、体育実技用具費(柔道着)**、給食費、校外学習、修学旅行、移動教室、夏季学園、卒業記念アルバム、クラブ活動・部活動費、**交流学习交通費、職場実習交通費、通学費**

## 問合せ



就学援助と就学奨励費について

課長 学務課 佐々木  
☎ 03-3578-2725(直通)

係長 学務課 学校運営支援係 上野  
☎ 03-3578-2730(直通)

私立学校に関する  
ことについて

室長 教育長室 佐藤  
☎ 03-3578-2710(直通)

係長 教育長室 教育推進担当 金子  
☎ 03-3578-2721(直通)